平成２７年（フ）第１９４号
東京都千代田区神田須田町１丁目５番ＫＳビル10Ｆ
破産者　株式会社ＳＭＡＣＯＮ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１０号
住民票上の住所　群馬県安中市野殿2474番地１、本籍東京都千代田区神田神保町２丁目23番地１
破産者　堀越　哲二
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４５３号
東京都武蔵村山市大南４丁目53番地の１メゾンエクセル107号
破産者　レイナデザイン株式会社
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４５４号
東京都立川市上砂町２丁目33番地の７ストーク101号
破産者　尾久　明浩
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４５５号
東京都立川市上砂町２丁目33番地の７ストーク101号
破産者　尾久　奈加
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７５号
東京都町田市木曽東３丁目12番５号ストークハイム103
破産者　種石多喜人
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８５号
静岡県沼津市御幸町22番34号
破産者　株式会社御菓子司萌里多
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
広島県三原市城町１丁目５番22号
破産者　有限会社中央メディカル
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３０７号
熊本市北区清水亀井町25番18号
破産者　有限会社エイブル
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市東開町13番地28
破産者　株式会社フーズサプライダイソー
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４１１号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目10番23号
破産者　梨本　　玲
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
北九州市若松区今光２丁目16番５号
破産者　大庭　政幸
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３５９号
北九州市若松区今光２丁目16番５号
破産者　大庭　孝予
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７３号
北九州市八幡西区幸神１丁目２番８号
破産者　萬治ムツ子
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３３号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地671、前住所岩手県滝沢市土沢390番地　桜館西Ｃ号、前々住所　岩手県北上市常盤台４丁目１番56―205号桐花荘
破産者　大弓　　伶
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４３号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第３地割19番地３、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字高田第９地割40番地13
破産者　小林　勇二
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０７号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―1011号
破産者　小松　和心
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
山形市瀬波２丁目11番28号　パークサイド瀬波　Ａ号、開始決定時の住所山形県村山市楯岡北町２丁目４番１―505号　定住促進楯岡北町団地（１号）
破産者　井澤　洋子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
群馬県館林市東美園町22番地の８　スターサファイヤー105
破産者　坂本　　守
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部